

学生生活の設計

ほとんどの新入生にとって、大学での生活は、期待と不安の交錯の中に始まるといえましょう。学生生活は、皆さんの心構え一つで豊かで楽しいものとなったり、乾いた味気無いものとなったりします。

まず、入学当初において、慎重な学生生活の設計をたてることが大切です。しかし、学生生活の過程では、学修に関するもののほかに、多くの悩みや解決に苦しむ精神的な問題、経済上の問題、健康管理の問題、生活環境をめぐる問題など、多くの問題に遭遇するかも知れません。問題に直面したときどうすればよいか、どのように心構えるべきかについて、以下の記述を参考にしてください。

1. 学 生 相 談

みなさんの学生生活における悩みや不安は、自分で考えるだけでは解決できないことがたくさんあります。そのようなとき、家族、友人、先輩などとの語り合いの中から解決の糸口を見出すのは賢明な方法であります。この意味で、自らの心を打ち明けることのできる友人をつくることは極めて大切なことといえます。しかし、それでも解決困難な場合も沢山あります。

本学では、このために、本館3階にカウンセラー室を設置しており、専門のカウンセラー（臨床心理士）が学生の抱えるあらゆる問題について適切なアドバイスができるように心掛けています。カウンセラーは学生の個人的な問題についての相談に応じるようになっていますので、気軽に声をかけてみるのが大切です。もちろん、相談内容に関しては、それがいかなる種類のものであっても、外部に漏らしたり、相談学生に対して不利益をもたらすことは厳に慎んでいますので信頼してください。

また、本学ではハラスメントの防止対策委員会が設けられており、防止対策は万全を期しています。もし、該当することがあれば、担当の先生にご相談ください。

2. 健康と医療

(A) 健康衛生管理

充実した学生生活のために、学生が心身ともに良好で安定した健康状態にあることは、もっとも基本的な要件であります。

学生の健康状態には個人差があり、常に病弱な状態にある人や頑健を誇る人もいます。それぞれの状態に応じた日常の健康管理がなされる必要はいうまでもありません。

新入生の皆さんにとって、大学での生活環境の変化、生活の奔放化、過度なアルバイトやクラブ活動など、健康を害する要因は沢山あります。

個々の学生が、日常の健康管理について関心をもち、修学上や就職時に支障とならないよう注意を怠らないようにしてください。特に、次のような点を指摘しておきます。

- ① 自覚症状の有無にかかわらず自分の健康を過信しないこと。
- ② 過度の節食や外食依存の軽食などに注意し、栄養摂取のうえで規則正しい生活を送ること。
- ③ 保健行事には積極的に参加し、自分の健康状態のチェックを怠らないこと。
- ④ 健康管理については、好奇心からの喫煙・飲酒などは問題があります。

(B) 本学の健康管理活動

① 定期健康検査

本学では、毎年4月上旬の指定日に、定期健康検査を実施しています。検査は、身長測定、視力・聴力の検査ならびに血圧・体脂肪率の測定などの全項目についてチェックされることになっています。胸部レントゲン検査もオリエンテーション期間中に実施します。

この検査は、学生の健康管理のため、学事として全学生を対象に行うものですから必ず受診してください。検査の結果何らかの病的異常が発見された場合には、厚生課が直接該当学生に通知して処置についての指示相談を行います。なお、2年次生については、受検がない場合、就職用「健康検査書」の作成発行ができないこととなりますので特に注意してください。

② 授業中・在寮中の発病

学生が登校中、授業中に貧血その他の症状が出た場合には、直ちに、授業教員または厚生課に申し出てその指示を受けてください。軽度の場合に

は、健康管理室（休養室）を利用してください。

在寮中の発病については、直ちに寮監または寮母にその旨を告げて指示を受けてください。

③ 健康管理室(休養室) (本館1F)とその利用

本学における全学生の保健管理を対象とする施設として、健康管理室が設置されています。

この管理室には、学生が不快症状や少時の休養を要するとき休養できるよう3床のベッドが用意されていますので、利用の場合には担当教員に届出のうえ、備え付けの利用簿に所要事項を記入してください。

薬品などの使用については注意を要しますので、厚生課又は教職員の指示を受けなければ勝手に使用できませんので教官室にて受領してください。

④ 栄養管理アドバイス(食物栄養学科)

本学には食物栄養学科が設置されており、食事におけるカロリー必要量や栄養量等及びそれらを含む献立や調理について、専門的なアドバイスが得られます。他学科の学生も進んでこれらのアドバイスにもとづいて、栄養管理に努めてください。

(C) 学生教育研究災害傷害保険（日本国際教育支援協会）

大学における教育研究活動中に不慮の事故によって学生が負傷・廃疾・死亡といった災害を被ることは、万全の注意を払っていても発生しています。このような災害に対する補償制度として、文部省が昭和51年度から発足させた学生の互助共済制度が標記の保険です。この保険の仕組みは、保険契約者が「日本国際教育支援協会」、保険者が「東京海上火災保険会社」を幹事とする国内損害保険7社となっています。

本学では、十分な教育研究活動を保障する目的で、入学時に全学生がこの保険に加入するための手続きがなされます。保険料は、後援会費の中に全額含まれておりますので、保険料としての納入を要しません。

① この保険で担保される事故とは、次の場合をいいます。

② 正課の授業中及びその準備後始末等の時間

③ 学校行事中（大学が主催し教育活動の一環として行うもの）

④ 課外活動中（大学が管理する学内施設内の課外活動及び大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動）

⑤ 学校施設内の休憩中

- ⑤ 通学中（往路・復路）
- ⑥ インターンシップ・介護等体験活動・ボランティア活動中
- ② この保険で支払われる保険金の種類は次のとおりです。
 - ① 死亡保険金
 - ② 後遺障害保険金
 - ③ 医療保険金（入院・医師の治療費）
- ③ 災害を受けた場合の手続き（保険金請求手続き）

保険金の請求に要する書類は、「保険金請求書（兼事故証明書）」と「治療状況申告書」又は「診断書」がセットになっています。保険金を請求しようとする学生は、厚生課からこの用紙を受けとり、必要事項を記入し、記名捺印し、大学の証明書を取って、「治療状況申告書」又は「診断書」「所要費用の領収書・レシート等」を添付したうえで事故の通知をした保険会社（東京海上火災保険会社）の窓口へ提出することになります。課外活動中の事故については、所属団体の顧問教師その他責任者の事故証明も必要です。

これらの事務的な取り扱いは、学生の便宜を考慮して厚生課が代行するかたちで行っていますので、該当学生は速やかに、厚生課に連絡してください。

なお、所定の保険金は、請求者である学生が指定した銀行口座に振込まれる事が原則となっています。

また、この制度による保険金の受給は、他の健康保険等の保険金の支払いと重複しても差し支えがないことになっています。

ただし、この保険金は、通院4日以上（通学中7日以上、課外活動中14日以上）が該当するのであって、診療治療が3日で終了したものは、いくら金額が多くなっても対象外となります。

(D) 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（日本国際教育支援協会）

国内において、学生が、正課中・学校行事中・ボランティアクラブ等での課外活動および前記活動を行うための通学途上往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。（1事故1億円限度）手続きについては厚生課に申し出てください。

就 職

学生のみなさんは、それぞれ自分の将来について夢を持ち、その夢の実現に沿った就職に有利になるように、多くの資格や免許を取得しようと努力しています。就職活動は、みなさんの夢を実現するために極めて重要なものでありますが、みなさんが就職に至る過程には、大学の教育と学生生活の内容が深いかわりを持っていきますので、大学としても、みなさんの就職活動を重要な教育業務の一環をなすものと理解し、細心の指導を行うよう努力しています。

就職活動は、職を求めるみなさんと、みなさんを求める企業との出会いに始まります。みなさんはこの出会いを求めて活動にはいりますが、求人側である企業・官公庁・病院・保育所等が要求する業務や条件と、みなさんのもつ適性や能力が合致しなければ出会いは実を結びません。男女雇用機会均等法の施行は、女子学生への採用拡大に繋がるものと歓迎されましたが、昨今の厳しい経済環境では、男女問わず就職難は大きな社会問題となっています。

本学には四つの学科があり、それぞれの特性を活かして取得した資格・免許が社会的な評価を得、過去高い水準の就職実現を見てきましたが、時代の推移とともに専門職の求人が極めて限られている学科もあり、就職環境の変遷はもはや過去の実績に安住することは許されず、極めて厳しい様相を見せています。

これからの就職活動は学校まかせでなく、みなさんがもっと主体的に積極的に取り組むことが要求されます。さらに現状をしっかりと認識して、もっと柔軟な判断能力を培って就職活動に取り組むことが重要です。新しい世界へ船出するときは、誰しも大きな不安を持っています。自分の性格や能力について自己分析を正しく行い、自己理解を深め、自分に合った職業に向かって勇気を持ってチャレンジしてほしいと願っています。

1. 就職指導年間計画

97年の就職協定廃止以降、企業の自己責任において自主的に採用が行われるようになりましたが、その結果、採用時期の早期化と、新しい採用手法が定着してきました。それは、「インターネットを利用した情報提供・資料請求の受付」、「応募時に志望動機や自己PRなどを詳しく書かせるエントリーシート

の導入」、「選考とは関係のない早期のオープンセミナーの開催」です。これらは、今後の就職活動の主流となることが予想されますので、みなさんは即対応が出来るように準備を整えて、新事態に備える必要があります。

- [4月] ① 就職登録カード・履歴書の作成（2年次生）
② 就職対策論作文講座（2年次生）
③ 就職ガイダンス（2年次生）
- [5月] ① 県内・県外求人企業への求人依頼文書と求人票の発送
② 履歴書の浄書と携帯
③ 就職ガイダンス（2年次生）
- [6月] ① 求人票の公示
② 必要書類の準備（履歴書・卒業見込証明書・成績証明書・健康診断書）
- [7月] ① 会社説明会への参加・会社訪問の開始
② 就職先の決定・受験申込
③ 学校教諭等教員採用試験・公務員採用試験の実施
- [10月] 就職ガイダンス（2年次生）

[注1] 会社説明会に参加しないと受験に際して不利となる。またこれに参加することは、第一次面接を受けることになる必要がある。

[注2] 企業の中には学校宛に求人票を出さない所がある。志望者が直接訪問することで、採用試験要項等が通知されることから、説明会のない企業は、積極的に訪問しなければ求人にはつながらない。

[12月] 就職ガイダンス（1年次生）

[2月] 就職ガイダンス（1年次生）

[注3] 就職への道程は、特殊なものを除き9月までに大勢が決まる。総力を結集して当たる必要がある。